

事務連絡
令和2年4月16日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様
地域包括支援センター 所長 様

船橋市 健康・高齢部 介護保険課長

サービス担当者会議及びケアプラン変更の取り扱いについて（通知）

日頃より、本市の介護保険事業にご協力を賜り誠にありがとうございます。
また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご尽力いただき感謝申し上げます。

今般、令和2年4月10日付、事務連絡にて「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」及び令和2年4月15日付、事務連絡にて「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第9報）」が発出されました。

つきましては、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターにおかれましては、下記のとおり当該通知の内容を踏まえた柔軟なご対応をいただきますようお願いいたします。

記

（サービス担当者会議について）

利用者及び職員への感染リスクを下げるため、通所系サービス事業所の利用者に対して、通所サービスではなく、個別サービス計画を踏まえた訪問によるサービスの提供や電話による安否確認を行う場合や、（第9報）問2に示された時間を短縮しての通所サービスを提供する場合は、利用者への説明及び同意のうえ、サービス担当者会議の実施は不要として差し支えありません。

（上記に係るケアプランの変更）

ケアプラン（標準様式第2表、第3表、第5表等）に係るサービス内容の記載の変更が必要となりますが、これらについては、サービス提供後に行っても差し支えありません。

なお、同意については、最終的には文書による必要がありますが、サービス提供前に説明を行い、同意を得た場合は、文書による同意はサービス提供後に得ることで差し支えありません。

<問い合わせ>

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

船橋市 介護保険課 給付係 TEL：047-436-2304